

市民による新たなまちづくり活動に対して、市が費用の一部を補助します！

令和5年度 協働のまちづくり活動支援補助金 募集のご案内

補助率 **3分の2** 以内！
補助金最大 **15万円** まで！

申込書の提出は
令和**5年5月19日(金)**まで！

1 協働のまちづくり活動支援事業とは

市民による「協働のまちづくり」を推進するため、市民活動団体や活動グループが実施するまちづくりにつながる事業や取り組みに対して、市が補助金を交付します。

対象事業の選定にあたっては、公開の場でプレゼンテーションを行っていただき、選考委員が審査・採点を行い、市がその結果を尊重したうえで決定します。

2 対象となる事業

団体が独自の発想や専門性を生かし、市民や地域のニーズに対応して**令和5年度から新たに**取り組む事業で、市民への広がり、**地域の課題解決**や**活性化**が期待される公益的な事業（社会貢献活動）を対象とします。

- ▶ 「新たにに取り組む事業」には、これまでに行ってきた活動における新たな取り組みや活動範囲の拡大などを含みます。
- ▶ 「地域の課題解決」とは、確実な解決策を求めるものではなく、事業の実施によって市民の意識や能力の向上が見込まれる事業、広くまちづくりに効果が期待できる事業など、幅広いものを指します。

このような事業は対象となりません

- ▶ 団体が以前にも実施したことがある事業で、その内容に新たな部分を含まないもの
- ▶ 営利や宗教的・政治的活動を目的とするものや、これに類するとみなされるもの

お申し込みの際は、本書の内容を必ずお読みください！

3 申込団体の条件

下記の①～⑤全てを満たす団体を対象とします。

- ① 活動の拠点が江別市内にあり、江別市民を対象とした継続的な活動実績があること
 - ▶ 継続的な活動実績のない団体や、新規に立ち上げた団体は申込対象外です。
 - ▶ 「継続的な活動実績」とは、申請年度の4月1日以前の活動実績を示すことができ、かつ、引き続き活動していることをいいます。
- ② 団体の運営に関する規則や会則等があること
- ③ 事業報告や予算・決算を示すことができること
- ④ 専ら宗教活動や政治活動をしていないこと
- ⑤ コラボのたねに登録していること（申込時にコラボのたねに登録することも可）
 - ▶ 法人格の有無は問いません。
 - ▶ 上記①～⑤については書類等での確認としますが、後日、申し込みの条件を満たさないことが判明した場合は、当事業に関する資格を失効します。

4 支援の対象となる期間

交付決定の日から令和6年1月31日まで（単年度補助）

- ▶ 交付決定の日より前に開始する事業や、令和6年2月1日以降も継続する事業についても対象となりますが、補助の対象となるのは、上記の期間内にかかる経費のみです。

5 補助対象となる経費

対象事業を実施するために必要な対象経費の3分の2以内

- ▶ 補助金の上限額は**15万円**です。（千円未満切り捨て）
- ▶ 対象経費の詳細については、3ページの【**対象となる経費**】でご確認ください。
- ▶ 補助金は、市の予算の範囲内で交付します。対象事業が多数の場合は減額となることがあります。
- ▶ 補助金は、市民の皆さまの税金の一部から交付されます。団体の創意工夫により、なるべく経費を減らす努力をお願いします。また、協賛金や寄付を募ったり、参加費を求めるなど、資金調達を行うことも検討しましょう。

対象とならない経費

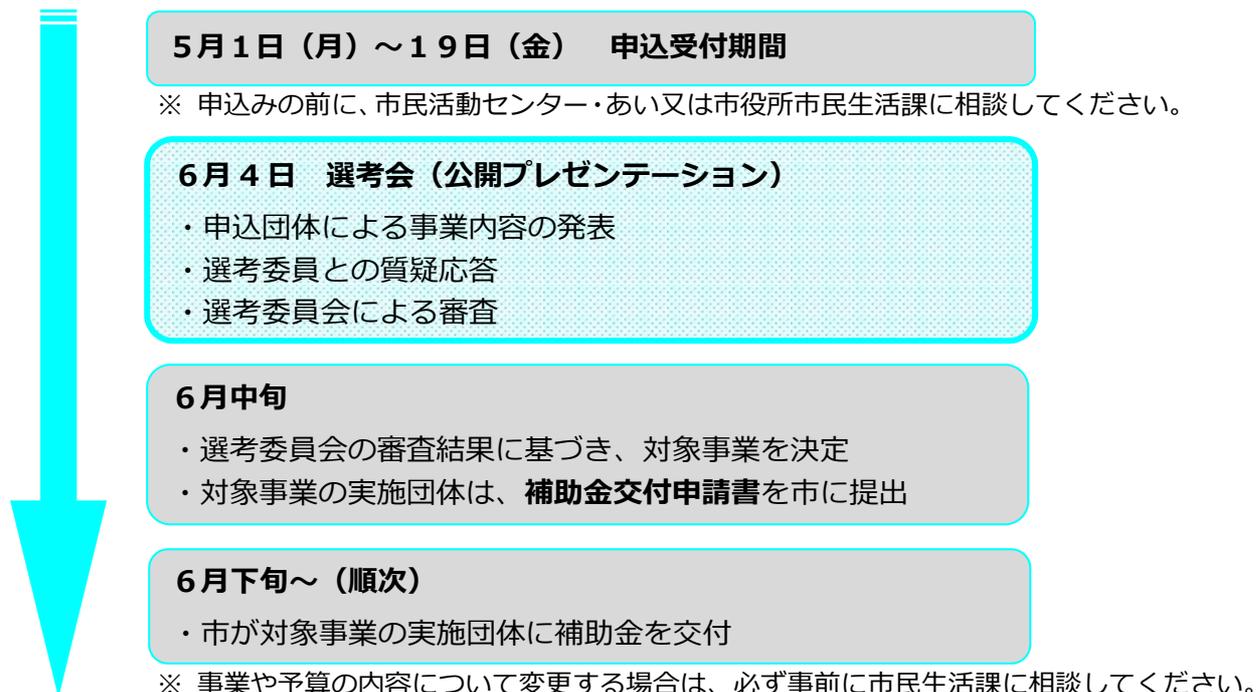
- ▶ 対象事業を実施するために直接関係のない経費
- ▶ 領収書（団体名の記載があり、品名・単価・数量等の内訳が明確なもの）の提出がない経費
- ▶ 団体の維持や日常的な活動など、対象事業の実施に直接必要とならない経費
- ▶ 会員の人件費、団体運営に係る家賃、光熱水費、会員の飲食代や親睦に係る経費などのように、対象事業の実施に直接必要とならない経費
- ▶ 使用用途が不明な経費

対象となる経費

経費の区分や内容によっては、上限がある場合や、補助の対象とならない場合があります。収支予算書の作成にあたっては、必ず事前に市民生活課までご相談ください。

経費区分	補助対象となる経費
報償費	<p>外部から講師や指導者等を招いた場合にかかる謝礼など 1人につき 20,000 円を超える場合は、見積書の提出が必要です</p> <p>下記のような場合は補助対象外とします</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事前・事後の打ち合わせなどに対する謝礼 ▶ 講師以外への謝礼（例：会場準備や受付業務を行った会員に対する報酬など） ▶ 上限額を超過した場合は、超過した分の金額は対象外
旅費・交通費	<p>外部から講師や指導者等を招いた場合にかかる交通費や宿泊料など</p> <p><交通費> 自家用車・タクシー・ハイヤー等を除く公共交通機関のみを対象とし、最短経路で計算した交通費を補助します</p> <p><宿泊料> 1人につき 1泊 9,800 円を上限として補助します</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会員に対する旅費・交通費・宿泊料は対象外です
消耗品費	<p>消耗品を購入した場合にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 消耗品とは、短期間又は一度の使用で費消されるもの、壊れやすいもの、長期間の保存に耐えないものを指します
印刷製本費	<p>チラシやポスター、書面、パンフレット、冊子などの印刷にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ チラシやポスターに対象事業の実施と関係のない内容が含まれる場合は補助対象外となることがあります
役務費	<p>資料や案内等を送付する際の郵送費や通信費、ボランティア保険等の加入料など人的サービスを利用した場合にかかる費用</p>
使用料・賃借料	<p>会場使用料、機材レンタル料 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 団体の事務所の家賃や光熱水費などは補助対象外です
備品購入費	<p>事業の実施に直接必要な備品で、その事業以外には使われないと市が確認できる場合に限り、補助申請額の 3 割を上限として補助します</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 備品とは、壊れにくく、1年以上使用できるような比較的長く商品価値を留めるものを指します
負担金	<p>他のイベントへの出店にかかる出店料、研修の受講にかかる受講料 など</p>
食糧費	<p>原則、対象外とします。ただし、料理教室の食材など使用しなければ事業が成り立たない場合や、講師用の飲料水又はお茶（1 イベント 1 人につき 500 ml ペットボトル 1 本まで）は対象とします</p>
委託料	<p>「講師派遣会社に依頼したい」、「手話通訳の人をお願いしたい」、「託児スペースが必要なので専門の団体に委託したい」等のように、外部委託が必要と認められる場合は対象とします</p>
その他	<p>上記以外のもので、補助することが特に必要・適当と認められる経費</p>

6 申込から補助金が交付されるまでの流れ



7 申込方法について

（1）受付期間

令和5年5月1日（月）から5月19日（金）（必着）

（受付時間は、平日8時45分から17時15分まで）

- ▶ 事業の内容が補助対象外である場合や、提出書類に不備がある場合は、申込を受付けられません。
お申込の前に、事業や書類の内容について、市民活動センター・あい又は市民生活課に相談していただくことをおすすめします。

（2）提出書類

- ① 協働のまちづくり活動支援事業 申込チェックリスト
- ② 申込書(その1) 団体（グループ）の概要
- ③ 申込書(その2) 実施事業の概要・計画と実施による効果
- ④ 申込書(その3) 実施事業の収支予算書
- ⑤ 定款、会則、規約等の写し、および役員・会員名簿等の写し
- ⑥ 前年度の活動報告書、および収支決算書等
- ⑦ 今年度の活動計画書、および収支予算書等
- ⑧ その他参考資料等（団体の任意）

- ▶ 下記の提出先へ郵送または持参してください。（FAX 及び Eメールは不可）
- ▶ 申込書などの用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。
- ▶ 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。
- ▶ 提出された書類は返却いたしません。

（3）事前相談・書類の提出先

江別市 生活環境部 市民生活課市民協働担当

住所：〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所（2階 17番窓口）

電話：（011）381-1124

8 対象事業の選考について

申込書の内容及び公開プレゼンテーションでの説明内容などについて、選考委員が審査し、補助金の対象事業を決定します。

(1) 選考会（公開プレゼンテーション）

実施団体が、自ら事業内容や事業による効果などをアピールし、選考委員や市民と質疑応答・意見交換を行います。

申込をした団体は、**必ず公開プレゼンテーションに参加しなければなりません。**

- ▶ 実施した事業が、公開プレゼンテーションの内容と著しく異なると認められる場合は、補助の対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 選考基準

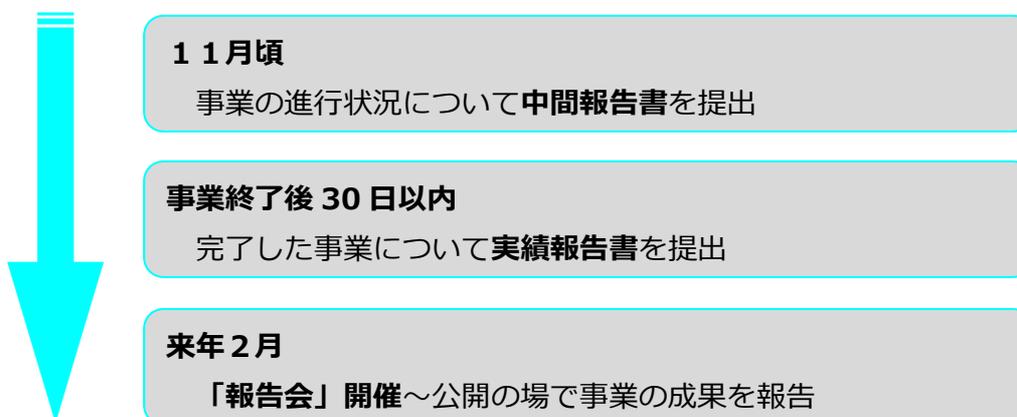
次の観点から、総合的に判断します。

- ① 地域の課題解決に役立つ（まちづくりに効果があると感じられるか）
- ② 専門性が発揮されている（団体の特徴を生かした発想が表れているか）
- ③ 独創的な取り組み（類似性のない、団体ならではの事業として計画されているか）
- ④ 市民への広がりが見込める（広く一般的な参加が見込める事業であるか）
- ⑤ 地域の活性化につながる（事業の成果として、まちづくりへの貢献が見込めるか）
- ⑥ 確実な実行が見込める（支援の有無にかかわらず、目的を達成し、計画どおり事業が実施できるか）
- ⑦ 継続した取り組みが見込める（事業の継続と継続による効果の高まりが見込めるか）
- ⑧ 補助金交付の必要性が認められる（補助金の交付が必要な事業であると認められるか）

(3) 結果の通知

市が、予算の範囲内で補助金額を決定し、6月中旬に通知します。

9 補助金交付後の流れ



10 その他

- ▶ 提出された書類や写真などは、必要に応じて広報誌や市のホームページ等で市民に公表することがあります。
- ▶ 領収書（団体名の記載があり、品名・単価・数量等の内訳が明確なもの）を提出できない経費は補助の対象となりません。**領収書は必ず発行してもらい、くれぐれも紛失しないよう大切に保管してください。**
- ▶ 補助金交付の決定を受けた後に、事業や予算の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ「**内容変更承認申請書**」（第3号様式）を市に提出し、承認を受ける必要があります。ただし、変更の内容によって承認できない場合がありますので、**必ず事前に市民生活課にご相談ください。**

11 よくあるご質問

Q 団体を運営するための資金として使えますか？

A 使用できません。この補助金は、今年度から新たに取り組むまちづくりのための事業や取り組みを対象としており、団体の運営や日常的な活動は補助の対象ではありません。

Q コラボのたねとは何ですか？

A コラボのたねは、市内で活動している市民活動団体が、インターネット上で情報を発信するための場として、江別市が開設しているサイトです。

Q コラボのたねに登録していないのですが、補助金に申込みことはできますか？

A コラボのたねに登録のない団体は申込できません。申込の際にコラボのたねに登録することも可能ですので、まずは一度ご相談ください。

Q 活動実績はあるのですが、団体の会則や規則がありません。申込みことはできますか？

A 会則や規則がないとお申込いただけません。お申込までに会則・規則を整える必要があります。

Q 行政や支援団体からも別の助成金・補助金を受ける場合や、参加料を徴収するなど有料のイベントを行う場合でも、申込みことはできますか？

A お申込いただけます。ただし、補助金と収入の合計が、事業にかかった費用よりも多くなる場合などは、補助金を減額することがあります。

Q 市外で開催するイベントでも申込みことはできますか？

A お申込いただけます。ただし、江別市のことを広くPRするなど、市の活性化に繋がるような事業であることが必要です。

Q 4月から準備をしていますが、その経費は対象となりますか？

A 対象となりません。対象となるのは、補助金交付決定後にかかる経費です。

Q プレゼンテーションの経験がなく、パソコンも使えないのですが、大丈夫でしょうか？

A 公開プレゼンテーションは、スライドを使って発表する形式が一般的ですが、対象事業の内容や効果についてきちんと伝えられる内容であれば、手書きのフリップや配布資料など、どのような形式でも構いません。

▶ 市民活動センター・あいでは、プレゼンテーションの進め方や資料作り、申込書類の書き方など、補助金全般について相談を受け付けています。

Q 補助金で備品を購入することはできますか？

A 補助申請額の3割を上限として購入に充てることができます。ただし、対象事業の実施に必要であり、他の事業や活動には使用しないと認められる場合に限りです。

▶ 認められる備品の例：対象事業の名前が入った旗、横断幕、衣装など

▶ 認められない備品の例：パソコン、カメラ、台車、テントなど他の活動で使用できるもの

Q 補助金は、いつ入金されますか？

A 6月中旬に、補助金額の決定を通知します。その結果をふまえ、「補助金交付申請書」等の必要書類を提出していただきますと、およそ2週間後を目安に、ご指定の口座へ補助金を交付します。

Q 複数の団体と協働で行う事業も対象となりますか？

A 対象となります。この補助金は、事業や取り組みを対象としていますので、事業に関わる団体の数は問いません。なお、1つの事業に多くの団体が参加する場合でも、補助率や上限額が増えることはありません。

Q 当初の予算よりも多く費用がかかりました。途中で予算額を増やすことはできますか？

A 補助金額が決定した後に予算額の増額はできません。事業にかかった費用のうち、予算を超えた分については補助の対象とはなりませんので、申込の際には、予算について十分に検討をしてください。

Q 昨年度に補助金の交付を受けましたが、今年度もまた申込むことはできますか？

A 今年度に新たな事業や取り組みを行う場合や、昨年度の取り組みに新たな部分を加えて取り組む場合は、お申込いただけます。一方、昨年度と同様の内容である場合は、お申込いただけません。

上記の他にも、補助金についてのお悩み・ご不明な点などありましたら、市民活動センター・あい又は市民生活課まで、お気軽にご相談ください！

協働のまちづくり活動支援事業に関するお問い合わせ先

江別市 生活環境部 市民生活課 市民協働担当

〒067-8674 江別市高砂町6番地（市役所2階 17番窓口）

TEL：011-381-1124 / FAX：011-381-1070

ホームページ：<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

Eメール：shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp

申込書は、市ホームページでダウンロードできるほか、こちらでも配布しています

江別市民活動センター・あい

〒069-0824 江別市東野幌本町6番地43
市民交流施設ぷらっと内（JR野幌駅南口すぐそば）

TEL：011-374-1460 / FAX：011-374-1461

Eメール：info@center-i.jp

申込方法や各種書類の書き方の
ほか、団体運営や活動についての
相談も行っています！